

○文部科学省告示第七十八号

沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）第二十七条の規定に基づき、沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

文部科学大臣 柴山 昌彦

沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

前文中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。

第二号中「九百二十円」を「千七百五十円」に改める。

第三号中「九百四十円」を「九百六十五円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。